

後見センターレポート vol.28 (令和5年4月)



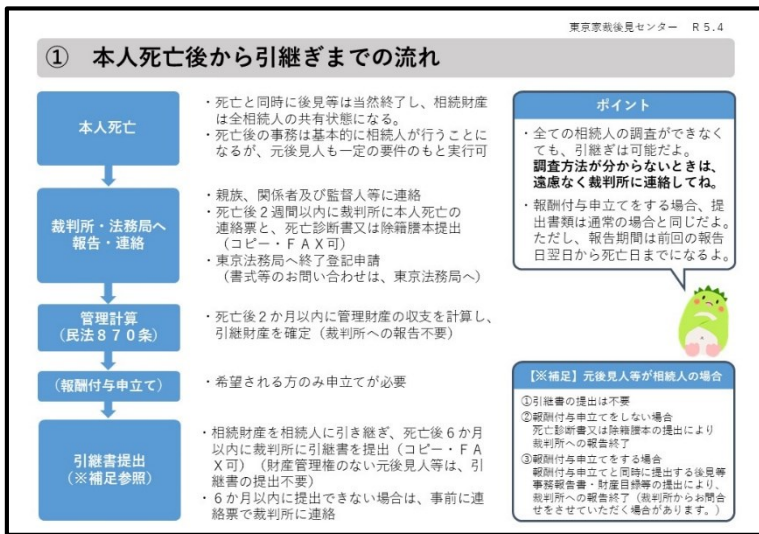
本人死亡後のフローチャートを作りました。

本人がお亡くなりになると後見は終了しますが、後見人の事務はあと少し続きます。今回、本人死亡後の事務の流れを整理したフローチャートを作成しました。下の画像をクリックすれば参照できますので、ぜひご活用ください！

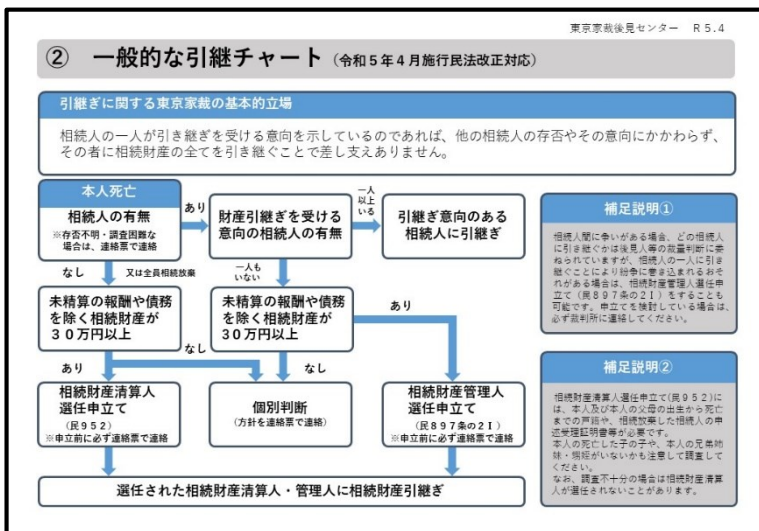
なお、後見サイトの「後見人等に選任された方へ」からも取得できます。

POINT

- ①本人死亡後から引継ぎまでの流れと、特にお問合せの多い②一般的な引継ぎチャートの2つを用意しました。
- 令和5年4月に施行された民法改正にも対応しています。
- 後見センターレポートvol.14でも本人がお亡くなりになった場合について特集をしています。[こちら](#)から取得できますので、ぜひ併せてご参照ください。



後見人が相続人の場合は①だけ確認してね。



判断に迷う場合は裁判所に連絡票で連絡しよう！

